

みんなのまち訪問看護ステーション



いつでも気軽に、相談
して下さいね!!

事業所番号：0560190605

2021年9月15日 秋田市新屋比内町に開設



【訪問看護ステーションとは】

訪問看護ステーションは、在宅でも安心して療養生活が送れるよう、訪問看護師等が、かかりつけの医師と連携のもとに、看護サービスを提供し、心身の機能の回復を支援します。

【訪問看護の内容は】

- | | | |
|--------------|----------------|----------------|
| (1) 症状の観察 | (5) 留置カテーテルの管理 | (9) 医師の指示による処置 |
| (2) 清拭・入浴・洗髪 | (6) リハビリテーション | (10) その他 |
| (3) 褥瘡の予防と処置 | (7) 食事・排泄の介助 | |
| (4) 家族の介護指導 | (8) 体位変換 | |

〒010-1636 秋田市新屋比内町22-22 電話番号:018-828-2721(代表)



セントシェアハウス株式会社



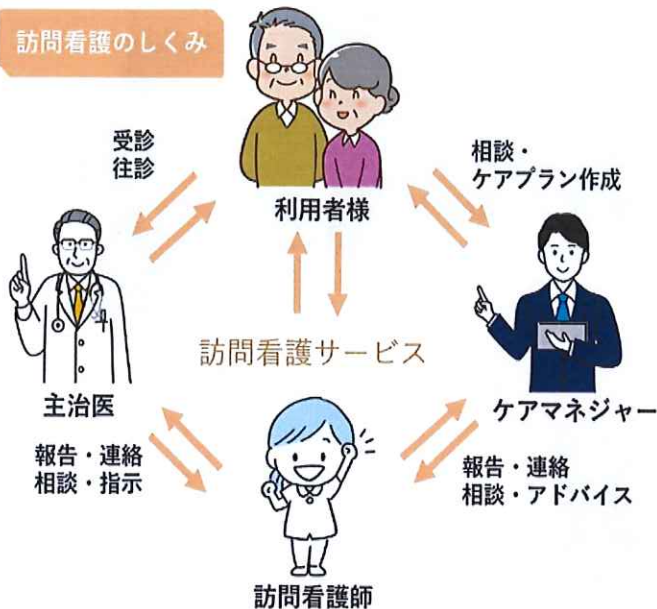
訪問看護を受けるには

訪問看護は病気や障害をもちながら在宅療養する人は全て対象になりますが、その方の疾患、年齢などにより介護保険と医療保険のどちらを利用できるかが異なります。いずれの保険も必ず主治医の訪問看護指示書が必要です。

介護保険で訪問看護を利用できる方は、65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている方です。第1号被保険者といいます。また、40～64歳の方は、介護保険上で「特定疾病」とされている末期がんや関節リウマチ等が原因で要支援・要介護の認定を受けた場合に、利用できます。これに該当する方を第2号被保険者といいます。

いずれも、「要支援1～2」または「要介護1～5」と認定を受けた方は、担当ケアマネジャーと相談し、必要な場合は訪問看護ステーションに依頼をしてもらいましょう。

訪問看護のしくみ



訪問看護の主なサービス

- ・食事、トイレ、入浴などの介助、指導
- ・血圧、脈拍、体温などのチェック
- ・点滴、注射などの医療処置
- ・在宅酸素、人工呼吸器の管理
- ・床ずれ防止のケア、指導
- ・在宅リハビリテーション
- ・介護、認知症の相談
- ・ターミナルケア



医療保険との切り替えは

医療保険では、赤ちゃんから高齢者まで年齢制限なく訪問看護を利用できますが、65歳以上の場合は、要支援・要介護認定を受けていない方、つまり介護保険が利用できない方のみとなっています。但し、65歳以上で介護保険が利用できる方でも、厚生労働省が指定した難病をお持ちの場合は医療保険が適応になります。医療保険が適用になるかどうかはお気軽にお問い合わせください。尚、訪問看護の利用については主治医の指示が必要となります。

その他がん末期や人工呼吸器の方、毎日処置が必要な深い床ずれの方も対象になります。また、介護保険でサービスをうけていた方の病状が変化し、がん末期となった場合は医療保険に切り替わります。

ごあいさつ

セントシェアハウス株式会社が運営いたします”みんなのまち訪問看護ステーション”は地域の皆様のお役に立てるよう看護師一同が常に優しい気持ちで頑張っております。

住み慣れた街で、心穏やかに療養出来ます事を願い、必要な時にご自宅へ訪問させていただきます。

何卒よろしくお願いいたします。

みんなのまち訪問看護ステーション

〒010-1636 秋田市新屋比内町22-22

TEL : 018-853-9355 FAX : 018-853-5007

事業所番号 : 0560190605

